



しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人
かしわらししゃかいふくしきょうぎかい
柏原市社会福祉協議会



あな た の く ら し の

あ ん し ん の た め に

にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業って何？

自分の判断に不安があり、福祉サービスの使い方がわからなかったり、預貯金の管理に困っている方を対象に福祉サービスの利用手続き、生活費の出し入れ、公共料金などの支払い手続き、通帳や保険証などの大切な書類の管理をさせていただく事業です。

サービス内容

福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスについての情報提供、相談
- 福祉サービスの手続き援助
(申し込み手続き同行・代行・代理)
- 福祉サービスの利用料金の支払い代行
- 福祉サービスの苦情を解決するための手続き援助

日常的金銭管理サービス

- 病院への医療費の支払いの手続き援助
- 公共料金・社会保険・税金の支払い手続き援助
- 日常生活費（食費・家賃等）を支払う手続き援助
- 預貯金の出し入れ、預金の解約等の手続き援助

書類等預かりサービス

- 年金証書
- 実印、銀行印
- 預貯金通帳
- 証書（保険証書・不動産権利書・契約書等）

※宝石、書画、骨董品、貴金属等は、お預かりできません。

どんな人が利用できるの？

1) 判断能力が不十分な人



認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみで適切に行うことが困難な人。

2) 契約能力のある人

日常生活自立支援事業の内容（契約書及び支援計画書を含む）を理解する能力のある人。

利用料について

相談は無料ですが、所得に応じて利用料がかかります。
詳しくは担当者にお聞きください。

区 分	年会費	りようりょう 利用料 (訪問1回あたり)	貸金庫 使用料 (年間使用料)
せいかつ ほ ごじゅきゅうしゃ 生活保護受給者	1,000円	0円	3,000円 ※貸金庫 利用者のみ
しょうとくぜいひかせいしゃ 所得税非課税者	3,000円	400円	
ぜんねんど しょうとくぜいがく 前年度の所得税額 140,000円以下	3,000円	800円	
ねんど しょうとくぜいがく 年度の所得税額 140,001円以上	5,000円	1,500円	

りよう 利用までの流れ

うけ つけ
受 付

かしわらししゃかいふくしきょうぎかい そうだん
柏原市社会福祉協議会にご相談ください。
ほんにん いがい かた はなし き
本人以外の方でもお話を伺います。

そう だん
相 談
う あ
打ち合わせ

す ばしょ なんと うかが り
お住まいの場所に何度か伺いし、利
よう む はなし き
用に向けてのお話を伺います。

しん さ
審 査

おおさか ふ しゃかいふくしきょうぎかいけんりようごすいしんしつ
大阪府社会福祉協議会権利擁護推進室
りよう てきとう しん さ う
にて利用が適当であるか審査を受けま
す。(利用判定)

し えんけいかくしよ
支援計画書
さくせい
の作成

しん さ しょうにん かた こま
審査にて承認をされた方は困りごとを
いっしょ かんが し えんないよう き
一緒に考え、支援内容を決めます。

けい やく
契 約

けいかく りようしゃ しゃかいふくしきょうぎ
計画が決まれば利用者と社会福祉協議
かい りようけいやく むす けいやく
会で利用契約を結びます。(契約はいつ
かいやく もう こ
でも解約を申し込むことができます)

サービス
かいし
の開始

けいかくしよ と き おこな
計画書で取り決めたサービスを行いま
す。また、ほうもん
訪問のときにいろんなご相
だん き
談をお伺います。

と あ
問い合わせ

かしわらししゃかいふくしきょうぎかい
柏原市社会福祉協議会

でんわ
電話

072-972-6786

FAX

072-970-3200

メール nitijou@kashiwara-shakyo.jp